

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社リコー

【英訳名】 RICOH COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員・CEO 山下 良則

【本店の所在の場所】 東京都大田区中馬込一丁目3番6号

【電話番号】 03(3777)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート執行役員・CFO 川口 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区中馬込一丁目3番6号

【電話番号】 03(3777)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート執行役員・CFO 川口 俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第122回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件 (場所の定めのない株主総会を可能とする変更)

各種の感染症や天災地変の発生などの緊急事態に限定して、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加する

第2号議案 定款一部変更の件 (株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更)

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備え、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を削除し、第17条(電子提供措置等)を新設するとともに、効力発生日などに関する附則を設ける

第3号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき

13円

配当総額

8,286,175,014円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、以下8名を選任する

山下 良則、坂田 誠二、大山 晃、飯島 彰己、波多野 睦子、横尾 敬介、谷 正文、石村 和彦

第5号議案 取締役賞与支給の件

取締役賞与として、当年度に在籍した取締役5名(社外取締役除く)に対し総額 29,690,000円を支給する

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権数

- ・ 議決権を有する株主数 40,256名
- ・ その有する議決権の数 6,366,928個

議決権を行使した株主数等

- ・ 議決権を行使した株主数 15,662名
- ・ その有する議決権の数 5,648,523個〔行使率 88.71%〕

各議案の議決権行使数のうち最少のもの(第1号議案)を記載しております。

議案	決議の結果				
	可否	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)
第1号議案	可決	5,511,743	135,857	923	97.57%
第2号議案	可決	5,645,294	2,508	731	99.94%
第3号議案	可決	5,645,349	2,448	736	99.94%
第4号議案					
1. 山下 良則	可決	4,267,713	1,380,082	731	75.55%
2. 坂田 誠二	可決	4,372,039	1,275,762	731	77.40%
3. 大山 晃	可決	4,570,168	1,077,633	731	80.90%
4. 飯島 彰己	可決	4,343,245	1,304,554	732	76.89%
5. 波多野 睦子	可決	4,374,887	1,272,914	731	77.45%
6. 横尾 敬介	可決	4,549,988	1,097,812	731	80.55%
7. 谷 正文	可決	4,570,374	1,073,856	4,302	80.91%
8. 石村 和彦	可決	5,630,129	17,673	731	99.67%
第5号議案	可決	4,565,565	1,082,238	731	80.82%

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

第1号議案、第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成

第3号議案、第5号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成

第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

以上